



赤ちゃんが生まれたら

お子さんの成長の確認や、各種制度の手続きがあります。

出生届

問 市民課戸籍係 ☎098-876-1234(代表)

赤ちゃんが生まれたら、市民課に出生届を提出しましょう。
なお、提出期間は、出生の日を含めて14日以内です。

届出人

父または母

届出の場所

次のいずれかの市区町村に提出してください。

- ① 父母の本籍地
- ② 父母の住所地
- ③ 子の出生地

☑ 必要なもの

- 出生証明書
- 母子(親子)健康手帳

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

問 こども家庭課母子保健係 ☎098-876-6825

● 助産師訪問(新生児訪問)

対象 生後3か月未満(2か月以内)の乳児と母親。

内容 助産師や保健師が訪問し、赤ちゃんの体重測定や母乳育児支援など子育て相談に応じます。

方法 申請方法は下記の①～③のいずれかを選択してください。

- ① 電子申請
- ② 母子(親子)手帳についているハガキを郵送。
- ③ 浦添市役所に出生届と一緒に母子(親子)手帳についているハガキを提出。

電子申請➡



※新生児訪問を受けていない方は子ども家庭センターの助産師など専門職等が訪問し、事業の紹介や子育ての相談に応じます。

産後ケア事業

問 こども家庭課母子保健係 ☎098-876-6825

対象 出産後1年以内の母親と乳児

内容 自宅や事業所等で助産師によるお母さんと赤ちゃんの健康状態の確認や心身のケア・育児相談を行います。詳細はホームページをご確認ください。



赤ちゃんが生まれたら

出生届／乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)／産後ケア事業

妊婦支援給付金(2回目)

問 こども家庭課母子保健係 ☎098-876-6825

産後の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のため支援金を給付します。

対象者

妊婦給付認定がある方

※他の自治体で受給された方は、対象外となります。

支給額

おなかの中にいたこども1人あたり5万円

赤ちゃんが生まれたら

未熟児養育医療の給付

問 こども家庭課母子保健係 ☎098-876-6825

浦添市に住所があり、出生体重2,000g以下または未熟児性があり、医師より入院治療が必要な乳児に対し、その養育に必要な医療費を給付します。

出産したとき(出産育児一時金ってなに?)

問 国民健康保険課給付係 ☎098-876-6618

妊娠や出産をサポートするために、出産した方が加入している健康保険組合などから、一時金という形で分娩費用の一部(出産育児一時金)が給付されます。

手続きなどが必要となる場合がありますので、詳しくは、ご加入の健康保険組合などにお問い合わせください。

● 出産育児一時金の概要

出産児1人につき50万円(ただし、産科医療保障制度登録外の医療機関での出産は48万8,000円)が支給されます。

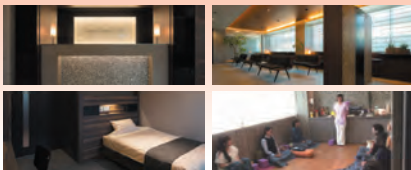
なお、原則として出産育児一時金は、保険者から医療機関などに直接支払われる仕組み(直接支払い制度)になっています。

(以下は広告スペースです)

女性の立場にたって安心・安全を第一にサポートいたします

| 産科・婦人科 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 祝 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 9:00~13:00 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | |
| 15:00~18:00 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | × | |

※木曜・日曜・祝日はお休み




安座間産婦人科
 AZAMA LADIES CLINIC

☎098-884-3600

那覇市真嘉比 1-21-17 詳しくはこちらから→





保険者(市)へ申請が必要となる方

| 種類 | 対象者 | 申請場所/時間 | 申請に必要なもの |
|---------|------------------------|---|--|
| 出産育児一時金 | 出産をした方 (※1) (※2) | 【場所】 国民健康保険課給付係 ☎098-876-6618 【時間】 土・日・祝日を除く毎日 (8時30分~16時) | <input checked="" type="checkbox"/> 母子(親子)健康手帳等出産を確認できる文書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の世帯主義の通帳 <input checked="" type="checkbox"/> 届出人の身分証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 国民健康保険の世帯主と出産をした人のマイナンバー <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関等からの領収・明細書 <input checked="" type="checkbox"/> 医療機関等から受け取った「直接支払制度利用確認書(同意書)」 |

※1 浦添市国民健康保険の被保険者で、かつ、次のいずれかに該当する場合に申請が必要になります。

- 出産費用が、出産育児一時金の金額(50万円(48.8万円))に満たない。
- 直接支払制度を利用せず、出産費用を全額支払った。

※2 妊娠12週1日(85日)以上で死産・流産をした方も対象となります。ただし、医師の証明書が必要です。

注意事項(出産をした方が、以前、社会保険に加入していた場合)

出産をした方が浦添市国民健康保険の被保険者であっても、下記に該当する場合は、**以前勤めていた会社の社会保険組合など(以下「社会保険」)から**出産育児一時金の給付を受けることができます。

社会保険から給付を受ける要件を満たしている場合は、国民健康保険から給付は行いません。なお、社会保険への申請については、以前勤めていた会社の社会保険にお問い合わせください。

<以前勤めていた会社の社会保険組合などから支給となる方>

1年以上の期間、社員・パートなどで社会保険に加入(保険証の表示が、被保険者または本人)し、かつ、退職後6か月以内に出産した方。

浦添市子ども医療費助成制度について

問 ともえがお課児童係 ☎098-876-1280

本市では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減と子どもの保健の向上を図り、安心して子育てができる環境の充実に寄与することを目的に、中学校修了前までの子どもの医療費について助成を行っている。

助成対象者

健康保険に加入し、本市の住民基本台帳に記録されている子どもの保護者

ただし、次に該当する場合は対象になりません。

- 生活保護法による保護を受けている場合
- 他の法令等に基づき、医療費の助成を受けることができる場合

助成対象年齢

外来医療費および入院医療費
→0歳~中学校修了前まで(15歳の誕生日到達後の最初の3月31日まで)

※受給者証を提示することにより、無料で医療が受けられます。対応していない医療機関である場合や、証書を提示しなかった場合は、医療費をお支払いの上、領収書等(マイナ保険証等、受給者証)を持参し、ともえがお課窓口で助成の申請を行う必要があります。

助成対象医療費

保険診療による一部負担金等です。ただし、高額療養費・家族療養費付加金・学校安全・災害共済給付金等が支給される場合は、その金額に相当する額は除かれます。

☑ 手続に必要なもの

- こどもが被扶養者であることを証する書類(マイナ保険証、資格確認証等)
- 保護者の振込先がわかるもの(通帳等)

母子及び父子家庭等医療費助成事業

問 こどもえがお課母子父子係 ☎098-876-1730(直通)

ひとり親家庭等の父、母または養育者および児童を対象に医療費の一部を助成します。

対象者

浦添市に住所があり、健康保険に加入している次の方が対象となります。

1. 母子家庭の母と児童
2. 父子家庭の父と児童
3. 養育者と父母がいない児童

※児童は、18歳に到達した日以降の最初の3月末まで(障がいがある場合は20歳になるまで)対象となります。

※父、母および養育者は、すべての児童が18歳に達した日以降の最初の3月末まで(児童に障がいがある場合は20歳になるまで)対象となります。

助成金の支払

<自動償還制度の場合>

病院で受診および支払いをした月の2か月後末日

<支給申請書提出の場合>

提出した月の翌月末日

※支給日が土日・祝祭日に当たる場合は、その前日に支給します。

各保険診療に係る自己負担分から一部負担金を除いた額が対象となります。

※一部負担金

通院:1人1か月1診療機関(調剤薬局含む)につき1,000円

入院:無料

★自動償還制度が利用できない場合

- 沖縄県外で受診した場合
 - 自動償還を導入していない医療機関等を受診した場合
 - 受給者証を提示せず受診した場合
 - 針灸、整骨院、あん摩、柔道整復等の場合
- 上記に該当する場合は、こどもえがお課窓口
に受給者証、保険情報が確認できるものおよび
領収書をご持参の上、お手続きください。

赤ちゃんが生まれたら



母子及び父子家庭等医療費助成事業

(以下は広告スペースです)



乳腺・甲状腺科
医療法人 幸正会
マンマ家クリニック

<http://mamma-ya.jp/>

〒901-2111
沖縄県浦添市経塚633メディカルKプラザ2F
TEL.098-988-4141 FAX.098-988-4142

児童手当

問 こどもえがお課児童係 ☎098-876-1280(直通)






家庭における生活の安定と、これからの社会を担うお子さんの健やかな成長のために、高校生年代までのお子さんを養育している方に児童手当を支給します。

受給者／申請者

高校生年代(18歳到達後の最初の3月31日)までのお子さんを養育している方

※申請者は父母の所得が高い方になります。

児童手当の額および支払月

| 児童の年齢 | 児童手当の額 (1人当たり月額) | 支給時期 |
|--------------------|----------------------------|---|
| 3歳未満 (3歳の誕生日まで) | 15,000円 (第3子以降は30,000円) | 15歳になって最初に来る3/31 18歳になって最初に来る3/31 22歳になって最初に来る3/31 |
| 3歳以上～ 高校生年代 | 10,000円 (第3子以降は30,000円) | <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>第4子 30,000円 1歳</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>第3子 30,000円 7歳</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>第2子 10,000円 16歳</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>第1子 支給なし 20歳</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>カウントなし 23歳</p>  </div> </div> <p>原則として、偶数月の10日(土日祝祭日の場合は直前の平日)に、それぞれの前月分までの手当を支給します。</p> |

※「第3子以降」とは、22歳到達後の最初の年度末までの養育している子のうち3番目以降をいいます。

申請の手続き

こどもえがお課窓口、もしくはマイナンバーポータルにて、出生日の翌日から15日以内に手続きを行うと、出生日の翌月分から児童手当が支給されます。

申請が遅れると原則、遅れた月分の手当は支給できません。

なお、公務員の方は、勤務先に申請してください。

✓ 申請に必要なもの

- 申請者の健康保険の資格情報がわかるもの
(マイナンバーカード、資格確認書等)
- 申請者の振込先がわかるもの
(通帳等)



赤ちゃんが生まれたら



児童手当

児童扶養手当

問 こどもえがお課母子父子係 ☎098-876-1730(直通)

ひとり親家庭等や、父または母に重度の障がいがある場合などに、お子さんが18歳になった最初の3月31日まで(障がいがある場合は20歳になるまで)保護者に対して支給します。

受給者/申請者

次のいずれかの条件に該当するお子さんを監護している母、父または養育者。

- ① 父母が離婚した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が一定の障がいの状態にある
- ④ 父または母の生死が明らかでない
- ⑤ 父または母から1年以上遺棄されている
- ⑥ 父または母が1年以上刑務所等に拘禁中
- ⑦ 婚姻によらないで生まれた
- ⑧ 父母とも不明である児童(棄児など)
- ⑨ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた

申請の手続き

こどもえがお課に「認定請求書」の提出(申請)が必要です。なお、申請した月の翌月分から支給されます。

✓ 申請に必要なもの

- 申請者ごとに必要書類が異なりますので、窓口で直接ご確認ください。

支給月

奇数月(年6回)

※浦添市は11日が支給日です。支給日が土日・祝祭日に当たる場合は、その前日に支給します。

【令和8年4月1日現在】

| 対象児童数 | 全部支給 | 一部支給 |
|-------|--------------|-------------------------|
| 1人 | 48,050円 | 48,040円～11,340円 |
| 2人 | 59,400円 | 59,380円～17,020円 |
| 3人 | 70,750円 | 70,720円～22,700円 |
| 4人 | 82,100円 | 82,060円～28,380円 |
| 5人目以降 | 1人につき11,350円 | 1人につき 11,340円～5,680円 |

ひとり親家庭を応援します！

問 こどもえがお課母子父子係 ☎098-876-1730(直通)

日常生活支援

日常生活支援員(ヘルパー)を派遣し、一時的な保育や日常生活のお手伝いをします。

- 母(父)や児童がケガをしたとき
- 母(父)の自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動(一時的なもの)
- 冠婚葬祭、出張、学校行事
年間24回までご利用できます。
所得に制限はありません。

※利用する場合は、事前に申請が必要です。

母子および父子並びに寡婦福祉資金

ひとり親世帯を対象とした貸付事業です。審査に3か月程かかりますのでお早目にご相談ください。

高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士などの資格取得のために、6か月以上学校に通う方へ生活の負担軽減を図るため月10万円(課税世帯は月7万500円)を支給します。

※審査会において、予算の範囲内で支給の可否を決定します。

必ず受給できるものではありません。

赤ちゃんが生まれたら



児童扶養手当/ひとり親家庭を応援します！

● 自立支援教育訓練給付金

資格取得のための教育訓練を受ける場合、受講修了後に受講料の一部を支給します。

● 高卒程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親と子を対象に高卒程度認定試験合格のために受講する講座の受講料の一部を支給します。

● 公正証書等作成費補助

養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用を支給します。

● 養育費弁護士法律相談

養育費の取り決めなどに関することを弁護士に無料で相談できます。

浦添市母子生活支援施設うらわの子育て支援

☎ こどもえがお課母子父子係 ☎098-876-1730(直通)

★ 保育機能強化事業

地域の保育所に入所していないひとり親家庭の児童を対象に6か月を限度に保育サービスを実施しています。保護者の就業による自立を支援することを目的としています。

※定員を超えた場合はご利用できないことがあります。

| | | |
|--------------------|---------------|--------|
| 課税世帯 (ひとり親世帯以外) | 3歳未満 | 6,580円 |
| 上記以外の世帯 | 3歳未満/ 3歳以上 | 0円 |

★ 子どもの生活・学習支援事業

児童扶養手当受給世帯の小学1年生から高校3年生を対象として、放課後等に生活習慣の習得支援や学習支援を行っています。

※利用料金は発生しません。

定員を超えた場合等でご利用できないことがあります。

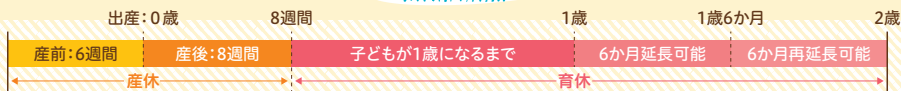
妊婦中



妊娠中は、時間外労働、休日労働、深夜業の免除を請求でき、変形労働時間制がとられる場合にも、1日および1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。

また、医師等から指導があった場合、「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用して事業主に伝えましょう。

休業制度



● 産前休業

請求すれば出産予定日の6週間前(双子以上の場合は14週間前)から取得できます。

● 産後休業

出産日の翌日から8週間は就業することができます。ただし、産後6週間を経過後に、本人が請求し、医師から支障がないと認められた場合には就業できます。

● 育児休業

1歳に満たない子どもを育てる従業員は、男女問わず希望する期間、育児のために休業することができます。

休業する場合 会社の規定に沿って育児休業申請書を提出しましょう。子どもが1歳6か月に達する日までの間、取得することができます。1歳6か月に達した時点で一定の要件を満たす場合、最長で子どもが2歳に達する日までの間、育児休業を取得できます。



● 育児休業給付金

1歳未満の子(保育所に入れないなどの事情があれば最長2歳に達する日まで)を養育するために育児休業を取得したなどの一定要件を満たした方が対象で、原則として休業開始後6か月間は休業開始前賃金の67%、休業開始から6か月経過後は50%が支給されます。詳しくは最寄りのハローワークへお問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら



ひとり親家庭を応援します！／浦添市母子生活支援施設うらわの子育て支援